

第5回 まちづくり常任委員会会議録

令和3年9月3日(金)

委員会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時45分)
- 2 調査事項
 - (1) 企画政策課所管
 - ①幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
 - (2) 教育委員会所管
 - ①令和2年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について
 - (3) 建設管理課所管
 - ①橋梁改修工事調査結果について
- 3 その他
 - ①新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について
- 4 閉会宣告(11時55分)

○出席委員(7名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	2番	佐藤忠志
委員	1番	高橋秀明
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	木澤瑞浩
総務財政課課長	藤井和一
企画政策課長	角山隆一
教育次長	伊藤一男
建設管理課長	島田幸司
建設管理課技術長	植村光弘
保健福祉課長	村上貴紀
企画政策G主幹	山下智昭
総務学校G主幹	田村浩希
企画調整係長	梶
土木係長	若杉忍
企画政策G主任	斉藤徹

○議会事務局出席者

事務局 長	早坂敦
事務局 主事	満保希来

(1 0 時 4 5 分 開 会)

斎賀委員長

それでは、ただいまより令和3年第5回まちづくり常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、野々村町長よりご挨拶をいただきます。

野々村町長

皆さん、おはようございます。

9月の定例会前の常任委員会ということで、第5回の常任委員会。今日の案件は、企画、教育委員会、建設管理所管の3つの案件となっております。

またその他では、町からの報告ということで、その他でお話をさせていただくことといたします。

それぞれ、計画等のでございます。細かい話が少々あるかと思いますから、質問等いただいて、闊達なご意見の交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

企画政策課所管、教育委員会所管、建設管理課所管の3つの課からの調査事項であります。式次第に則って1番、企画政策課所管、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての説明を求めたいと思います。

山下企画政策G主幹

それでは、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について山下のほうから説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、支援過疎法でございますけれども、この法律に基づき、市町村で策定することとなる、市町村計画に関しましては、これまで6月と7月の常任委員会において、新過疎法制定の経緯であったり、市町村計画の概要、そしてスケジュール等、ご説明申し上げてきたところでございます。

このたび、計画案内容について必要とされている、北海道との協議が整い、同意が得られたことから、9月開会の町議会に市町村計画案を提案することと予定しておりますので、前回7月にご説明した以降の経過等につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、前回のおさらいとなる部分もございますけれども、この法律の概要についてでございます。

1ポツ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法の概要でございます。

こちらは、過疎地域の諸課題に対して、持続的な発展支援に向けた特別措置を講じること、地域活性化等の取組を積極的に推進し、地域の更なる活性向上を図ることを趣旨として、令和3年4月1日から令和13年3月31日の10年間を法律期間とする時限立法として、議員立法により制定されているところでございます。

この特別措置を講じるという特別措置でございますけれども、各種過疎地域に指定された団体に対して各種国の交付金、あるいは有利な過疎債等、こういったものを活用することができるというものでございます。

この法律に基づく市町村計画の概要について、2ポツ、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画案の策定についてでございます。

こちらはお配りしております、お手元に別冊といたしまして、このホチキス止めの計画のほうを配付させていただいております。

先回も計画の案のほう配付させていただいておりますが、少し修正等を施したもので、最終版でございます。

これは、本町もこの法律に基づく過疎地域に指定されたことから、行財政上の特別措置を活用して、地域の持続的発展に向けた取組を推進するため、計画を策定したものでございます。

計画期間に関しましては、前期計画といたしまして、令和3年度から令和7年度の5ヵ年でございます。

この計画の内容でございますけれども、まず始めに、町の基本的な概況に触れまして、その後、5つの基本方針といたしまして、第6次幌延町総合計画の重点戦略と整合性を図った、基本方針を挙げてございます。そしてそれに紐づく形で、12の具体的な取組分野を列挙している計画となっております。

続きまして、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画案の策定の経過でございます。3ポツでございます。

まず7月までに、計画の素案に関しまして、役場庁舎内等での事業の取りまとめを、関係各課と行っております。そして、その内容に基づき北海道との調整の作業を進めてまいりました。

それに基づきまして、7月22日から8月10日の間、パブリックコメントの意見募集を行っております。その後、8月13日から31日にかけて、パブリックコメントの結果の公表をさせていただいております。併せまして、8月13日に、北海道に対しまして、町計画案に関しまして必要とされている、北海道との協議を行っております。この際に、字句等の軽微な修正。これを行っているところでございます。そして8月26日に北海道から町計画案に関しまして、同意をいただいているところでございます。

続きまして4ポツ、パブリックコメントの結果についてでございます。

こちらは提出された件数でございますけれども、1名から5件のご意見を頂戴しております。

高橋秀明委員

ページ数言ってくればわかりやすいんですけど。

山下企画政策G主幹

すいません、別冊に関しては、後日見ていただくということで、こちらのA4の資料でございます。

パブリックコメントに関しましては、もう一つの左上に別紙と書いているものが、パブリックコメントの町ホームページ等で公表している結果でございます。

こちらの別紙をご覧ください。

1名5件のご意見提出がありまして、それに対する回答を公表させていただいております。

項目に関しましてですが、地域における情報化、教育の振興、再生可能エネルギーの推進、及びその他地域の持続的発展に関し必要な事項の4つの項目にご意見をいただいておりますが、いずれも計画に修正を及ぼす内容ではなかったことから、修正なしとして、別紙のとおり公表しております。詳細につきましては後ほどご覧いただければと思います。

最後に5ポツ、今後の予定でございます。

9月16日開会予定の町議会に計画策定に係る議案を提出させていただく予定となっております。ご議決いただきました後に計画の公表。そして、求められている国への提出、そして、各種対策に係る諸施策を推進していくという手順になっております。

以上が幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。委員皆さんの意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから、発言をお願いしたいと思います。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、議案を提出しますので、よろしくお願いいたします。

では以上をもちまして、企画政策課所管、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてはこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

その場で皆さん休憩し休憩してください。

(10時55分 休 憩)

(10時59分 開 議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項2、教育委員会所管、令和2年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に関わる点検、評価についてであります。

これについて説明を求めたいと思います。

伊藤教育次長

おはようございます。

それでは、令和2年度教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価についてご説明させていただきます。

お手元にある点検評価書のほうをご覧くださいと思います。

本案件につきましては、平成20年度分から実施しているもので、今回で13回目となります。

それでは、早速説明に入りたいと思います。

令和2年度の評価にあたりましては、前年度と同様の方法で行っております。

全体を23ページにまとめておりまして、19ページから外部評価委員の意見を載せております。

表紙の次が目次となります。

1ページから2ページにかけて、はじめにということで、点検評価の趣旨等を記載しております。

2ページの4.学識経験者の知見の活用では、昨年同様、北海道大学天塩研究林、林長高木健太郎氏と、前教育委員の富士元寿彦氏のご二方からご意見、ご助言を頂いているところです。

3ページをご覧ください。教育委員会の活動状況ですが、1では、教育委員名簿ということで、お名前と任期を載せております。2では、教育委員会議等の開催状況等ということで、

11回の教育委員会議の開催状況や町議会への出席状況、学校行事等への訪問状況を載せております。3では、教育委員会議議案報告、審議内容について、4ページにかけて載せております。

5ページには、4として、教育委員の主な活動状況を5ページ中段から7ページ中段にかけて、5として、教育委員会関連委員会の活動状況を載せております。

7ページ中段から8ページにかけて、6として、教育委員会が交付した補助金の一覧を掲載しております。

次からは、用紙が横版になり、第2、令和2年度教育委員会点検評価書としまして、はじめに、学校教育から9ページに各学校の概要を学校別に載せており、学校概要の右の表は、昨年5月1日現在の児童生徒、教員の在籍状況です。また、下段には、今後の年度別就学予定者数を載せておりますが、住民基本台帳上による単純算出であり、転出入等については考慮しておりませんので、あくまでも参考資料と言うことで抑えていただければと思います。

10ページからは、教育行政執行方針に基づく、要点、個別事業、事業内容、点検評価と課題、方向性の区分で、学校教育、社会教育併せて45項目について点検評価し、成果と課題を載せておりますので、その主なものについて申し上げます。

10ページから14ページまでが学校教育に関する記述となっております。

10ページの確かな学力の向上の学習成果の活用では、全国学力学習状況調査や宗谷教育局管内独自のSサポート問題等を実施し、その結果の分析を行い、各学校で学力向上プランを作成し、児童生徒の学力の確実な定着と学習意欲の向上を図る取り組みを推進しました。

11ページの健やかな体の育成の学習成果の活用では、新たに体育エキスパート教員巡回指導事業の指定を受け、加配教員による体育授業改善の充実を図りました。

12ページの特色ある教育の推進の情報教育の推進では、コロナ禍における臨時休業時の家庭学習支援等について、各学校で様々な検証を行いました。

13ページの地域と支え合う学校づくりの学校運営協議会の設置では、令和元年度の間寒別地区に引き続き、9月25日に、幌延小学校と幌延中学校で組織する幌延小中学校運営協議会を設置しました。

14ページの安全・安心な教育環境の推進と就学支援の学校施設の整備では、各学校の計画的な改修を進めるとともに、交付金を活用し、新型コロナウイルス感染予防対策に係る整備を図りました。

15ページから18ページは、社会教育の取組となります。

第7次社会教育中期計画のスローガン共に「学び、共に育み、共に創る、郷土に根ざすひとづくり」を推進するため、5項目の基本施策を設定し、その方向性を定め、各事業を展開しました。令和2年度が6年計画のスタートの年となりました。

15ページでは、各社会教育施設の利用状況について、令和元年度との比較を載せておりますが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等により各施設臨時休館があり、軒並み減となっています。

16ページからは、5つの基本政策中、12項目について絞り、評価しております。

16ページの幌延を知るための学びの場づくりの学習機会の提供では、子どもたち対象のふるさと自然体験チャレンジ教室を7回開催できました。夏休みには、望ましい生活習慣の

定着を図るため、朝活事業を実施しました。コロナ禍の中、開催時期等を見極めながら各事業を実施しております。

17ページの地域の営みに参画できる仕組みづくりの芸術、文化鑑賞会の提供では、コロナ禍によりほとんどの事業を中止せざるを得ない状況となりました。

18ページの次代に向けて挑戦し続ける風土づくりのスポーツ活動の振興では、コロナ禍の中、開催時期等を見極めながら、スポーツ推進委員や体育協会等と連携し、子ども運動教室を9回、各種大会を9大会実施しております。

社会教育につきましては、個人の多種多様なニーズに、すべて応えていくことはできませんが、可能な限りの支援に努めております。

続きまして19ページからは、第3、点検評価に関する外部評価となります。

8月4日と24日の2回、外部評価会議を開催し、高木委員、富士元委員のお二方からご意見をいただき、掲載しております。

お二方の意見ですが、高木委員からは、21ページの(3)総合的な点検・評価についてで、点検評価報告書は、執行方針要点毎に事業の内容と点検・評価、および今後の課題がわかりやすく整理されているということ。教員の加配や支援員の配置、外部講師委託は継続することを強く要望するという。教育委員会は多岐に渡って魅力的なプログラムを企画、運営しており、コロナ禍における学校の対応に加え、感染状況を踏まえた適切な対策を施し、これまで定着してきたプログラムを継続して推進することを希望する等のご意見を頂戴しました。

続きまして、富士元委員からは、23ページの(3)総合的な点検・評価についてで、教育委員会による点検・評価報告書は、事業の執行方針・内容と、点検・評価と課題についての内容が、それぞれ簡潔にまとまっていて分かりやすいのが良いということ。方向性もほとんどが継続なので、各種事業が目標に向けて、尚一層推進されることを望んでいるということ等のご意見を頂戴いたしました。

頂戴したご意見、ご助言は、今後の施策に活かして参りたいと存じます。また、各事業につきましては、個々の具体的内容を適宜見直しを図りながら、進めて参りたいと考えております。

以上、令和2年度の教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの幌延町教育事務の管理及び執行の状況に関わる点検評価について、委員の皆さんから、意見、質問等を伺いたいと思います。

植村委員

一つお聞きいたします。

令和2年度から新型コロナウイルスに関して、発生があつて、教育行政の中でもかなりの影響が出ていたのではないかなというふうに推察いたします。

その中で、新型コロナウイルスの対策に関してなんですけども、これは管内教育委員会、または道、いろんな関連があると思うんですけども、この対策に関しては、統一された形の

中でやっておられるのか。それとまた、もし最近、この2年度の計画の時点では予想されなかったんですけども、3年度に入って、この変異ウイルスが発生して、小学生低年齢でも、感染が確認されてきているというふうなことで、それらに対して、もし発生したときの対応マニュアルというのは、これも統一された中で、淡々と処理していくことになってるのか。その辺ちょっとお聞きします。

伊藤教育次長

ご質問にお答えいたします。

対応ということにつきましては、文科省、道教委、それから宗谷教育局っていうことで、各部署から統一した通知が来てますので、各教育委員会、学校、それぞれ、その通知に基づいて、それぞれの各学校の環境と状況を踏まえながら、適宜、適切に対応しているというような状況になってます。

それから、衛生面というか感染防止関係につきましても、文科省のほうで示されている、衛生管理マニュアルというものがございまして、それに基づいて、もし発生した場合のシミュレーションとか、その辺につきましても、マニュアルに基づいた形で、全て学校のほうで準備しているという形になってます。

植村委員

今の感染症対策に関して、通達に基づいて各学校が行ってるという話ですけども、私の見る限りでは、管内でも、また、町内でも学校によって、感染症の予防対応策がそれぞれ違うふうな形になっているのかなという気がしてるんですけども、そういうことはないですか。

伊藤教育次長

若干、町によって違う部分もありますので、その町の感染状況に応じた対応ですとか、あと学校ごとに設備等もちょっと若干違う部分、施設のですね、大きさとか教室の広さとかも違ってるので、その学校に応じた形のベストな形の感染対策ということで、それぞれの学校で工夫しながら、実施をしているという形になっております。

植村委員

わかりました。

1番心配するのは、万が一、学校でそういった感染症、新型コロナウイルスが発見されたと、そして陽性者が出たと。生徒、教員に関わらず出たというときに、やはりその1番心配するのは、悪い噂っていうか、そういったようなことが横行するというような状態になるのが、1番怖いなということで、極端なところ、いじめに繋がったりなんかする可能性もあるということも考えると、そこはきちっと、慎重にもしものときのことで対応してほしいなというふうに思っております。どうかその辺を気に留めながら、今後とも対策をしていってほしいなと思います。

伊藤教育次長

ありがとうございます。

各学校につきましては、その辺も留意しながらですね、子どもたち、それから先生方に対して、いじめ、誹謗中傷等が無いようにということで、そこも含めての指導をしながら、感染対策に努めているところです。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

では以上をもちまして、教育委員会所管、令和2年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に関わる点検評価については閉じたいと思います。ありがとうございました。

それでは、建設管理課所管の調査事項に入りたいと思います。

橋梁改修工事調査結果についてであります。説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

橋梁改修工事調査結果について、ご説明いたします。

7月19日開催のまちづくり常任委員会にてご説明させていただきました、山女中の橋並びに山女下の橋の橋梁改修工事实施設計業務について、この度、受託者より、現地における調査結果と補修内容並びに設計金額についての報告がありました。

この2橋につきましては、幌延町の橋梁点検を受託している一般財団法人北海道建設技術センターに対し、詳細点検を優先的に行っていただき、先般、判定の詳細についても報告を受け、点検結果から補修が必要とされる箇所と、今回の橋梁改修工事实施設計業務の補修箇所とは一致するものであることも、確認しております。

また、塗装については、当初の想定どおり、主桁など2橋共腐食が激しいことから、これらについては、今後の補修事業により対応することとして、計画しております。

なお、7月19日開催のまちづくり常任委員会での説明で、北部送電網が設置している、仮橋の撤去時期は令和4年9月ごろを予定しており、この期間内での2橋の補修を行うことが適切であるとお話しさせていただきましたが、その後、北部送電網より仮橋の撤去時期が今年の10月頃に早まるとの報告がありましたので、仮橋を使用しながらの補修が出来なくなったため、今回の設計には、仮設道路の設置費も含んでおります。

これらに2橋かかる橋梁改修工事費については、9月定例議会において補正予算として上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山女の中橋並びに山女下の橋の橋梁改修工事調査結果及び補修内容について、若杉係長よりご説明させていただきます。

若杉土木係長

橋梁改修工事調査結果及び補修内容についてご説明いたします。

資料につきましては、4枚ございまして、1枚目、2枚目が山女中の橋。3枚目4枚目が山女下の橋となっております。

始めに、山女中の橋ですが、資料の1枚目をご覧ください。

鋼矢板により、背後の土砂を押さえていましたが、土圧の影響などにより、橋梁側へ鋼矢板が変形している状況です。

鋼矢板頭部が床板へ30センチ程度入り込み、主桁、床板が浮き上がっている状況で、支承アンカーボルトに引張力が生じたため、ボルトが破断し、H鋼枕梁に4から5センチメートル程度の隙間が発生している状況となっております。

以上の結果より、緊急に措置を講ずるべき状態であり、判定区分はⅣの診断となりました。補修内容について、資料の2枚目をご覧ください。

図面には記載をしておりますが、仮橋の撤去に当たり、事前に仮設道路を設置する必要が発生しました。

河川下流側、河床部にポリエチレン管を設置し、周りを大型土のうで囲い、土のうの内側には購入土を投入し、その上に敷鉄板を敷き、仮設道路を設置する計画としております。

橋梁桁をジャッキアップさせ、仮受架台を設置後、土圧を作用させないために、橋台背面を掘削し、鋼矢板の一部を切断、撤去いたします。その後、ジャッキをダウンさせ、主桁を元の高さに降下させます。支承アンカーボルトを設置後、橋台全面並びに背面に布団かごを設置し、法面整形路盤を復旧して、山女中の橋の補修工事は完了となります。

次に、山女下の橋についてですが、資料の3枚目をご覧ください。

山女中の橋と同様に鋼矢板で背後の土砂を押さえておりましたが、土圧の影響などにより、橋梁側へ鋼矢板が変形している状況です。

鋼矢板頭部が床板側面を押し上げ、床板コンクリートを破壊させている状況で、支承アンカーボルトについても、山女中の橋同様に引張力が発生したため、ボルトが破断している状況となっております。

以上の結果より、早期に措置を講ずるべき状況であり、判定区分はⅢの診断となりました。補修内容につきましては、資料の4枚目をご覧ください。

こちら山女中の橋と同様に、まず仮設道路を設置して、補修工事を行う計画としております。

土圧を作用させないために、橋台背面を掘削し、鋼矢板の一部を切断、撤去いたします。支承アンカーボルトを設置し、床板の部分撤去、デッキプレート組立て設置、鉄筋組立て後に床板コンクリートを打設いたします。橋台全面並びに背面に布団かごを設置し、法面整形、路盤を復旧し、山女下の橋の補修工事は完了となります。

橋台前面の布団かごの施工に当たっては、河床内での施工となることから、小型土のう3段設置し、河川を締切ります。発生する汚濁につきましては、ノッチタンクと言われるもので沈砂後、上水を河川へ放流する計画としています。

山女中の橋、山女下の橋の2橋の補修工事にかかる経費につきましては、冬季間の現場内及び現場までの除雪費用も含め1,797万4千円となります。

なお工事の期間につきましては、契約の日から令和4年3月中旬までを予定しております。

以上、山女中の橋、山女下の橋の橋梁改修工事調査結果及び補修内容についての説明を終わります。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの建設管理課所管、橋梁の改修工事の調査結果について、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

挙手をして指名を受けてから発言してください。

無量谷委員

前のとき説明あったんですけども、この仮橋を送電網から譲っていただけの話あったんですけど、その辺もチャラになってこれまた新たに、うちらが仮設場所を造らなきゃならんのか。元に戻って、仮設橋を譲っていただけないのか。その辺ちょっと聞きたいんですけども。

島田建設管理課長

前回の常任委員会でもお話しさせていただいたと思うんですけども、前回、送電網とお話ししたときには、送電網の工事が終わったら、もし使うのであれば、その仮橋を使って、

無償で譲渡しますよというなお話があったことを説明させていただきましたけど、その仮橋については、基本的には町で譲り受けた場合は、うちのほうで撤去しなきゃいけない。そうすると2橋撤去する、並びに今リースであそこに今、敷鉄板を敷いてるようなんですけども、それらも含めて、経費的にはもう2橋で5千万以上はかかるだろうということで、それについては、それだけの経費をかけてまでもやるとなると、今のご説明させていただいた工法で、やったほうが賢明ではないかということで、ご説明させていただきましたけども、そういうことであります。

無量谷委員

撤去するだけ5千万もかかるとは、ちょっと意外だなんて感じなんですけども。修理の内容から見て、元の杭っていうか、H鋼の下に、何か鉄骨の杭入ってると思うんですけど、これはこのままの状態、H鋼からの上の部分、部分的に修繕するっていうことなんですか。

若杉土木係長

そのとおりです。

無量谷委員

部分的に修理するっていうんだったら、それほどかかんないと思うんですけども、多額にかかるんだったら、これ逆にこの橋じゃなくて、ボックス化にならないのかなって感じがするんですけど。それほど水の量もないので、大きなボックス、既製品のボックスも、今、出てると思うんですけど、それボンと入れたほうが、安く出来ないのかなという感じがするんですけど。その金額的にはわかんないんですけど、その辺の比較っていうか、そういうことはやってみたのかな。

若杉土木係長

今のボックスの件で言われたと思うんですけども、設計業務を今発注してますので、当然、河川の流域を拾ってます。その中で、ボックスになるか、橋になるか、この検討はしてまして、ボックスの対象にはならない流域、結構あるもんですから、そこはボックスとしては、設置出来ないということで、コンサルのほうからは回答を受けてます。

斎賀委員長

ほかに委員、ありませんか。

植村委員

無量谷委員が言った、仮橋が駄目になって、自分で設置しなきゃなんということで、さっきの説明の中で、工期が冬の工事になる。いつからいつだったっけ。確認します。

若杉土木係長

期間につきましては、議会の承認をいただきましたら、すぐ発注行為をしまして、9月下旬か10月初めか頃にすぐ発注を予定してます。

雪が降る期間、ちょっとぎりぎりちょっと工期を長く見てですね、3月の中頃までを予定してます。

植村委員

橋の工事なんで、川の水量も付いてる時期にやるということなのか、それにしても、やっぱり冬の工事となると、やっぱりしばれ等々あって、結構厳しい工事になるのかなあという気がするんで、仮橋は自分で設置した橋を使うということであれば、夏の時期にということでは、やっぱり遅いってことなんでしょうか。

若杉土木係長

夏の時期にできる、今やるということになりますと、ちょっともう今この時期は無理なので、来年度になってしまうんですね。そうってしまうと、牧草の利用だとか、奥に水源地などもありますので、そこの利用が出来なくなっちゃうということがあるので、今っていう時期になります。

斎賀委員長

こういうふうは無事に工事始まることが決まりそうなので、よろしくお願いします。
ほかに、この件について、質問、意見ある方。

（「ありません」の声あり）

ではないようですので、以上をもちまして、橋梁改修工事調査結果については、これで閉じたいと思います。

またよろしくお願いします。

斎賀委員長

それでは引き続き会議を行います。3、その他でございます。

その他について、村上課長のほうから説明がありますので、皆さん聞いてください。よろしくお願いします。

村上保健福祉課長

それでは、保健福祉課のほうからその他ということで、新型コロナウイルスワクチン接種についての進捗状況についてご報告をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、現在、本町に配分されております、ワクチンを使用した接種の完了の目途が立ったというところで、本日も報告させていただくお時間を頂戴いたしました。

早速ではございますけども、ご手元にお配りさせていただきました資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

本年4月下旬から医療従事者向け接種に始まり、高齢者、基礎疾患を有する者や、福祉施設等従事者、そして一般向けと、順調に接種が進み、原則、最後ということで設定した接種機会につきましても、8月26日に2回目の接種を終了し、本町の住民の2回目接種済み者数は1,762名で、接種率86.29%となっております。

こちらの実績数につきましては、他市町村で接種している方につきましては、カウントをしておりませんので、実際接種が済んでいる町民の方につきましてはもう少し多く、全体で9割近い接種率になっているものと考えております。

なお、1回目の接種者数との差につきましては、1回目の副反応が強く出たため、2回目の接種を辞退した方や、転出や死亡によるものということとなります。

世代別の接種者数及び接種率についても記載しておりますけれども、やはり年代が若くなるほど接種率が低い状況であることが見てとれると思います。

また、接種希望町民への接種が順調に進み、配分されたワクチンに余裕があったことから、他市町村に住所を有する単身赴任者や工事関係者などを含めた、住所地外接種も行いまして、1回目接種につきましては256人、2回目接種については245人ということで、合わせて501回の住所地外接種も実施してまいりました。

次に、今後の予定ですが、本町の接種会場での未接種者につきましては、約280名ということですが、接種状況や接種の意向などを現在確認中であります。今月中旬頃までには、確認を完了することとして、現在確認を進めているところです。

接種意向を確認する中で、今後の接種を希望する方もいらっしゃいますし、未接種で本町に転入されて来られる方もいらっしゃるから、今後の実施予定につきまして、診療所長等とも協議させていただきまして、本町に現在配分されているワクチンの使用期限が10月31日までということであることも踏まえまして、その使用期限を最大限活用した日程で追加接種機会を設けることとしまして、1回目接種を10月7日、2回目接種を10月28日、いずれも木曜日午後の時間帯で、国保診療所を会場に実施することとし、この後9月13日、14日、2日間を予約受け付けを予定し、住民周知につきましては、9月10日ごろから告知端末機で行うことを予定しております。

また、配分済みのワクチンが無くなってしまいます11月以降に新規対象となる12歳到達者や、未接種での転入者などの対応につきましては、現在、北海道や稚内保健所において、宗谷管内の接種をどうするかということにつきましては、調整中ということですので、今後決定されます、道の方針に基づき、粛々と進めることとさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、本町に配分されております、ワクチンの使用の残についてですが、10月の接種計画分を見込みましても、80から90バイアル程度が残る見込みでありますので、北海道の指針に基づきまして、不足市町村への融通調整手続きを行い、今月中に、もしくは、10月頭ぐらいまでには引渡しを行うということを予定しております。

以上、簡単ではありますが現在の新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗状況ということで概要の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいま村上課長より、ワクチンの接種進捗状況についてお話がありました。これについて何かお伺いしたいことがある方は、挙手をして指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

今、村上課長言われた80から90、それに何か単位がついてたんですけども、それもう一度、繰り返して教えてください。

村上保健福祉課長

こちらのロットの単位についてはバイアルです。

高橋秀明委員

80から90というロットの単位のバイアル、人に対して、何人分の量があるんですか。

村上保健福祉課長

資料のその他の2行目に記載しておりますけれども、1バイアルから6回分のワクチンが採れるということで、80バイアルですと、掛ける6回分ということで480回分。480回分ですが、1人につき2回の接種が必要ということで、人数でいきますと240人分という形になろうかと思えます。

斎賀委員長

ほかに委員発言ありませんか。

植村委員

今後の予定なんですけども、もう既にまだ無接種者の接種の意向を確認してるという話でしたけども、若年層が結構未接種者が率的には多いのかなと、この表を見て感じてますけども、「もし、私やっぱり今最近のこの新型コロナウイルスの状況見てると打つわ」っていう人が出てきたときの、ワクチンの本数っていうのは、確保出来てるってことなんですよね。

村上保健福祉課長

ワクチンの残数につきましては、今現在108バイアルで、648回分のワクチン残があります。

今、10月での接種を希望される方の見込みとしましては、80人程度を見込んでおりますけれども、この後確認が進んだ中で、更にそれ以上の希望者がいらっしゃった場合につきましては、その分を確保した上で、残りのバイアルを不足市町村に融通調整を、北海道を通じて行うという予定でありますので、10月に接種を希望される方については、全員接種していただけるような形で、ワクチンは残したいというふうに考えております。

植村委員

今回のこの説明の中にはないんですけども、現状のこういう状況を見ると、年明け早々3回目のワクチン接種が必要だというような報道もされてるようなんですけども、それらに関して複数社、今回はファイザー製のワクチンということだったんですけども、次回はまた別な会社にということがあり得るのかどうか。その辺もしわかれれば、お聞きしたいと思います。

村上保健福祉課長

報道等においては3回目接種、または交差接種という形で、ワクチンメーカーの違う中での接種というようなことは、現在検討中ということで、報道されておりますけども、国のほうから、各自治体のほうについての3回目接種ですとか、他社製のワクチンを1回目と2回目違うワクチンを接種する、または3回目をついていうところについては、正式な通知については、各市町村へのはですね、通知がまだなされてないということで、申し訳ございませんけども、今答えられるところはないということです。

無量谷委員

幌延町はね、意外と住所が幌延町じゃなくて、単身赴任、あるいは単純に労働者っていう感じで、来てる人が幌延町に結構いるんですけども、これらの接種方法っていうか、それはある程度マイナンバーか何かがあればできるのか。その辺ちょっと確認したいんですけど。

村上保健福祉課長

基本的には居住地、住民票を有する、自分自身の居住地から発行される接種券。こちらが発行されたものがあって、幌延町に居住実態が確認できれば、住所地外接種ということで、接種ができるということになります。

無量谷委員

住所がない人になる可能性があるんですけども、それらにある程度、接種出来ないのかっていうことで、ちょっとあれなんですけど。幌延町としては、何か証明書があればできるよ、あるいは、他の町村がある程度、年齢が達してないから、まだ接種券っていうか、それを発行してない町村から来てる人がいると思うんですけども、それらの対応っていうのは、やっぱり幌延にいますよっていうことで請求してもらおうということは、出来ないのか。その辺確認したい。

村上保健福祉課長

基本的には、接種券が手元に届いていなければ、接種が出来ないということの基準になっておりますので、個人的に町のほうに住所を持たずに来られている方については、住所地登録地に問合せをしていただいて、接種券を発行していただいてからという形にはなりますけれども、今回送電網さんですとか、原子力機構さんですとか、雪印、北電、こういうところについては、大きな事業所につきましては、都市部では職域接種という形で出来ているところもありますので、その職域接種を決めれる部分については、事業所で名簿管理が出来ているということを前提に、接種記録が必ず出来て、複数回の2回以上の接種だとか、接種券が発行されてから、実は2回目だったけども、1回目打ったとかってということがないような形での接種が可能ということで、職域接種が認められたというところを踏まえまして、本町では名簿管理がしっかり出来ている事業所については、事業所の中で管理をしていただいて、接種券が発行された後に、町に必ず接種券を提出していただけるというような確約がとれた事業所につきましては、接種券を待たずに接種をするということで進めました。なので、この住所地先接種者の1回目、2回目含めまして、約500名については、半数程度を接種券なしで進めたというところの実績としてはあるということです。

斎賀委員長

ほかにありませんか、委員皆さん。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、ワクチン接種の進捗状況については、これで閉じたいと思います。またよろしくお願いします。

ほかに3、その他。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので以上をもちまして、第5回まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。

皆さんご苦労さまでした。

(11時55分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 齋 賀 弘 孝

以上、記録する。

主 事 満 保 希 来